

新たな制度の設計にあたって 更に検討を深めるべき課題

平成27年 10月
資源エネルギー庁

前回議論を踏まえ、更に検討を深めるべき課題

- 前回のWGにおいては、電力システム改革による競争の進展や原発依存度の低減といった事業環境の変化に伴う課題を踏まえ、必要な対応策の方向性について議論を行った。
- 前回までの議論を踏まえ、①拠出金制度への移行、②認可法人の設立、③ガバナンスの確保の各課題毎に、具体的な制度設計を進める上で整理すべき実務的・技術的課題を検討してはどうか。

前回WGで議論した対応の方向性

<拠出金制度への移行>

- ・ 現行の「積立金制度」を使用済燃料が発生した時点で資金を拠出することを義務付ける「拠出金制度」に変更する。

<認可法人の設立>

- ・ 事業を確実に遂行できる体制を担保するため、新たな認可法人を設立する。
- ・ その際、民間に技術・人材等が蓄積されていることにも留意する。

<ガバナンスの確保>

- ・ 事業遂行に適正なガバナンスが働くような仕組みを構築する。

更に検討を深めるべき実務的・技術的課題

より具体的な制度設計について検討

- ・ 新たな拠出金制度の対象となる事業の範囲
- ・ 新制度への移行に伴う措置

- ・ 新法人の安定的な運営のために必要となる方策

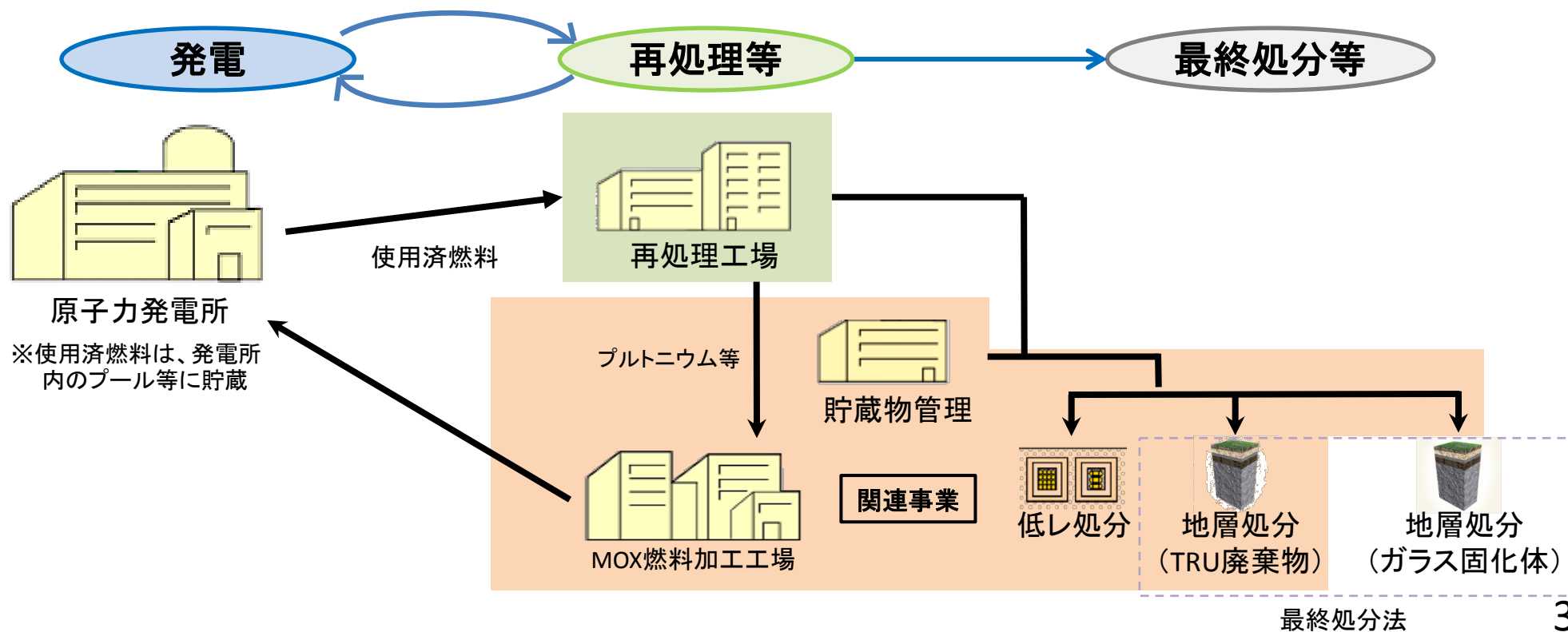
- ・ 新法人のガバナンスの在り方
 - 有識者委員会の設置
 - 新法人の業務と国の関与の範囲

- 一時的に巨額な資金が必要になるというような場合などに備え、実施主体が何らかの資金調達手段を確保する方法も考えておく必要があるのではないか。
- 民間の活力を維持することと国の関与の両方がうまく機能するように配慮・仕掛けが必要。
- 国の関与が強すぎれば、民間の活力が発揮されずモラルハザードを起こす可能性がある。国の関与についてはさじ加減が重要。
- 認可法人が、日本原燃と一定の緊張感を持って対峙し、そのプロセスでガバナンスを利かせていくようなスキームとすることが必要。
- 認可法人という再処理事業への参加者が増えることで、国、原子力事業者、認可法人、日本原燃の間で責任の所在が不明瞭になることのないよう留意することが必要。
- 認可法人に第三者委員会を設置するのであれば、既存の法人の例も踏まえ、その位置付けを整理すべき。
- 誰もが予見できないような事態が発生した場合には、国が何らかの支援を行い得るような制度設計にしておくことが望ましい。

1-1. 拠出金制度の対象とする事業の範囲

- 今般の措置の目的は、新たな事業環境の下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要な資金を将来にわたり安定的に確保し、適切かつ効率的な事業の遂行に必要な体制を整えること。
- 使用済燃料の再処理は、再処理工場での工程のみならず、その関連事業も適切に実施されなければ完結しない。
- 地域独占・総括原価方式が撤廃された環境下では、こうした事業全体を拠出金制度の対象とすることによって、事業者の経営判断等に影響されることなく必要な資金を長期的に安定して確保すべきではないか。

制度対象のイメージ



1-2. 新制度への移行に伴う措置

- 拠出金制度への移行に当たっては、既存の積立金や積立金制度の対象とされていなかったものに係る資金が円滑に拠出されるよう、以下のような措置が必要ではないか。

移行を円滑化する措置

(1) 既存の積立金の扱い

- 現行の積立金制度に基づいて積み立てられた資金については、新たな拠出金制度への移行に際して、過去に発生した使用済燃料の再処理等に係る資金として一括して新法人に移管することとしてはどうか。
- その際、資金の運用に実務的な支障を来さないよう、適切な措置を講じる必要があるのではないか。

(2) 積立金制度の対象とされていなかったものの扱い

- これまで積立金制度の対象とされておらず、今般の措置に伴って新たに対象となるものについては、過去に発生した使用済燃料に係る資金の拠出を追加的に事業者に義務づける必要がある。このように過去の時点に遡って事業者に対応を義務づける部分については、適切な激変緩和措置(例:適当な期間での分割拠出)を講ずるべきではないか。

※現行の積立金制度の導入時には、制度導入前に発生した使用済燃料に係る積立金について、平成17年度～平成31年度の15年間以内に積立を行うこととされた。

2. 新法人の安定的運営のための方策

- 新法人は、再処理等事業全体の工程を管理しつつ、事業全体に要する費用を精査し、毎年度、発電量（＝使用済燃料の発生量）に応じて、各原子力事業者から拠出金を徴収することを原則とすべきではないか。
- また、将来的に何らかの事情によって再処理等に追加的な投資が必要となる場合には、事業者間の公平性等にも留意の上、将来の拠出金額に適切に反映することで、全体として必要な額を確保することとしてはどうか。
- 他方で、新法人の資金需要は、再処理施設等の設備投資等に必要な資金に依存するため、設備の更新等に伴って一時に巨額な資金が必要となった場合には、その時点までに拠出された資金では一時的に現金が不足する可能性も否定できない。こうした場合に備え、新法人が自ら安定的に資金調達をする手段を確保する必要があるのではないか。

現行の積立金の運用状況

		簿価金額 (百万円)	構 成 比 (簿価)	額面金額 (百万円)	利 回 り
債 券	超長期国債	543,879	24.0%	544,000	2.13%
	長 期 国 債	1,599,655	70.5%	1,600,100	1.54%
	中短期国債	8,098	0.4%	8,100	0.05%
	政府保証債	116,418	5.1%	117,000	1.50%
	債 券 合 計	2,268,052	100.0%	2,269,200	1.67%
預 金		112,448	—	—	0.09%
運用残高合計		2,380,501			

3-1. 新法人の主な業務とガバナンスの在り方

新法人の主な業務

○ 新法人の主な業務としては、以下のようなものが想定されるのではないか。

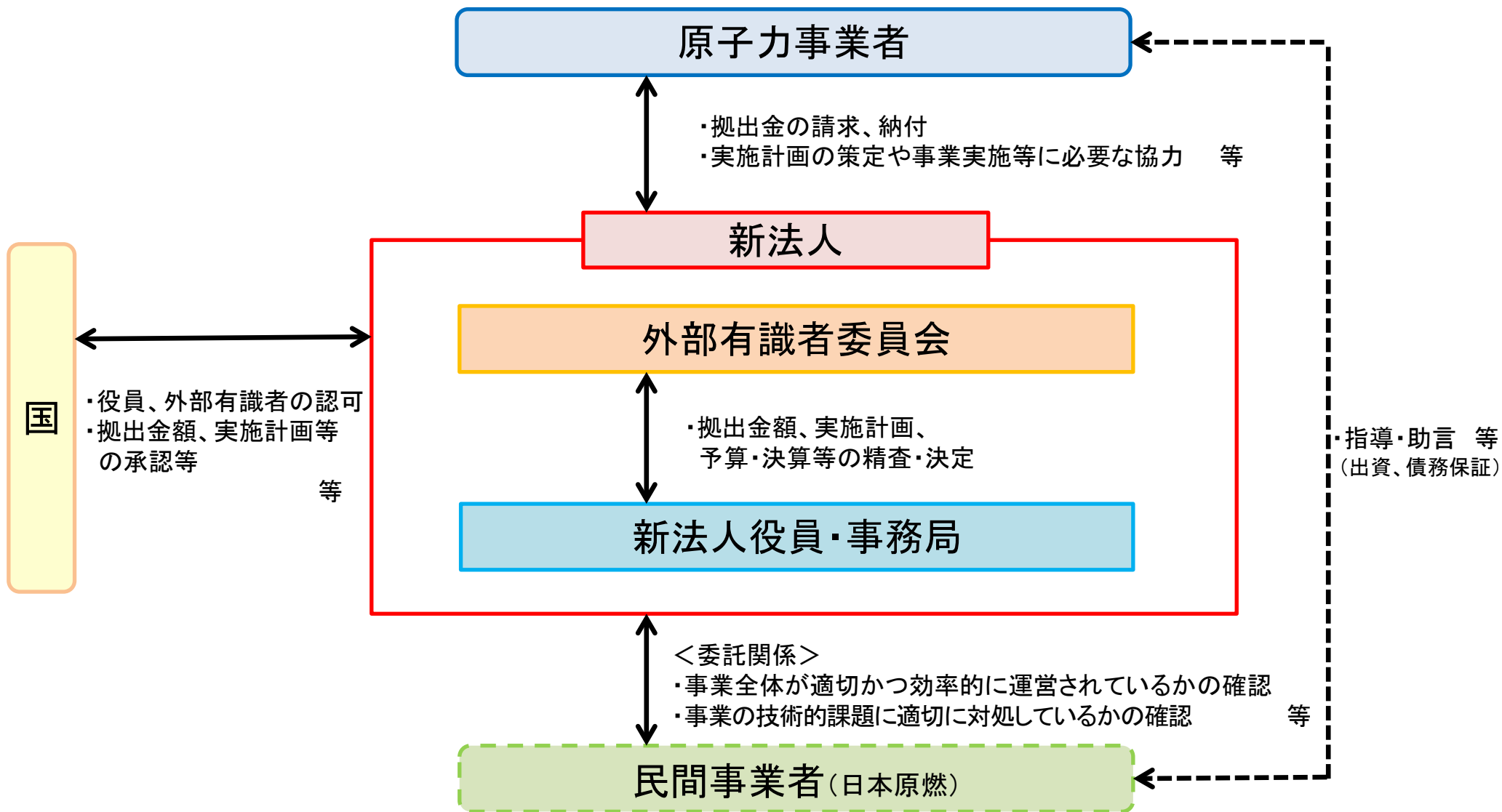
- ① 拠出金額の決定、拠出金の徴収
- ② 関係する事業全体を勘案した実施計画の策定
- ③ 再処理等の実施又は再処理等を実施する事業者の選定、管理・監督

※ これまで民間に蓄積されてきた技術・人材の活用や効率的な事業実施の観点から、再処理等の実施を民間事業者に委託することを認める。

新法人のガバナンスの在り方

- 新法人が再処理等を実施するに当たっては、実体上、競争環境に置かれているわけではない当該事業全体が適切かつ効率的に運営され、長期にわたる事業の技術的課題に適切に対処しているか等を継続的にチェックする仕組みが必要ではないか。
- 具体的には、新法人に、原子力事業や関連する技術、経営・金融、プロジェクト・マネジメント等の専門家で構成される外部有識者委員会を設置し、新法人の意思決定や再処理等を実施する民間事業者の管理・監督等に関与する仕組みとしてはどうか。
- また、拠出金額や実施計画等の重要事項については、国が承認等を行う仕組みとし、外部有識者委員会での確認と合わせてダブルチェックが働く仕組みとしてはどうか。

3-2. 新法人の関係主体とガバナンスの在り方(イメージ)



3-3. 認可法人における外部有識者委員会の類例(参考)

○ 既存の認可法人の意思決定の透明性や業務の適切な実施の担保を図る措置として以下のような例がある。

法人名	法人の主な業務	外部有識者委員会に関する法令上の規定
原子力損害賠償・廃炉等支援機構(NDF)	・負担金の収納(◆) ・原子力事業者への資金援助(◆) ・廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発 等 ※一部の事業を他者に委託することが可能	法令で定められた事項(左記の◆の業務に関する事項等)の他、運営委員会が特に必要と認める事項について、運営委員会の議決を必要とする。
預金保険機構(DICJ)	・保険料の収納(◆) ・資金の貸付け(◆) 等 ※一部の事業を他者に委託することが可能	法令で定められた事項(左記の◆の業務に関する事項等)の他、運営委員会が特に必要と認める事項について、運営委員会の議決を必要とする。
原子力発電環境整備機構(NUMO)	・概要調査地区等の選定 ・最終処分施設の建設等 ・特定放射性廃棄物の最終処分 等 ※一部の事業を他者に委託することが可能	法令上、機構の運営に関する重要事項を評議員会が審議する旨を規定。 ※具体的には、評議員会運営規程に定められた事項及び理事長が諮問する事項を審議。
電力広域的運営推進機関(OCCTO)	・電気の需給の状況の監視 ・送配電等業務の実施に関する基本的な指針の策定 ・送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決 等	法令上、推進機関の運営に関する重要事項を評議員会が審議する旨を規定。 ※具体的には、定款で定められた事項を審議。

4. 留意事項

- 使用済燃料の再処理等は、事業期間が長期にわたり、巨額な資金を要する特性を持つプロジェクトであり、電力自由化が進展した事業環境のもと、将来的に、著しい事業環境の変化など現時点では想定されていない事態が生じる可能性も否定できない。今般のスキームに関しても、その妥当性を不断に検証し、必要に応じて一定の追加的な措置を講ずることも含め検討が必要ではないか。
- 例えば、およそ新法人や事業者が予見し難い事態によって追加的な費用が必要になるような場合には、その原因や費用の性質等に応じて、競争中立的な方法で当該費用を確保する方策を含め、必要に応じて適切な措置を検討していく必要があるのではないか。
- また、使用済燃料の再処理等を推進するに当たっては、立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であり、引き続き今後も立地自治体等関係者との信頼関係の下、連携して進めていくことが重要ではないか。
- さらに、今般の制度的対応を進めることと並行して、原子力・核燃料サイクル政策の推進に当たり、国及び原子力事業者など関係者は引き続き、広く国民一般がより理解を深められるよう分かりやすく適切な情報発信に努めていくことが重要ではないか。